

CAN-Japanボン会合報告
パリ会議に向けた適応・資金の議論

2015.7.2.

FoE Japan顧問
小野寺ゆうり
foejapan.org



ADP第2-9会合での方法論

ボン会合前に出された共同議長提案による方法論で会議期間中にジュネーブ交渉文書の分量の提言と論点・選択肢の明確化を狙う

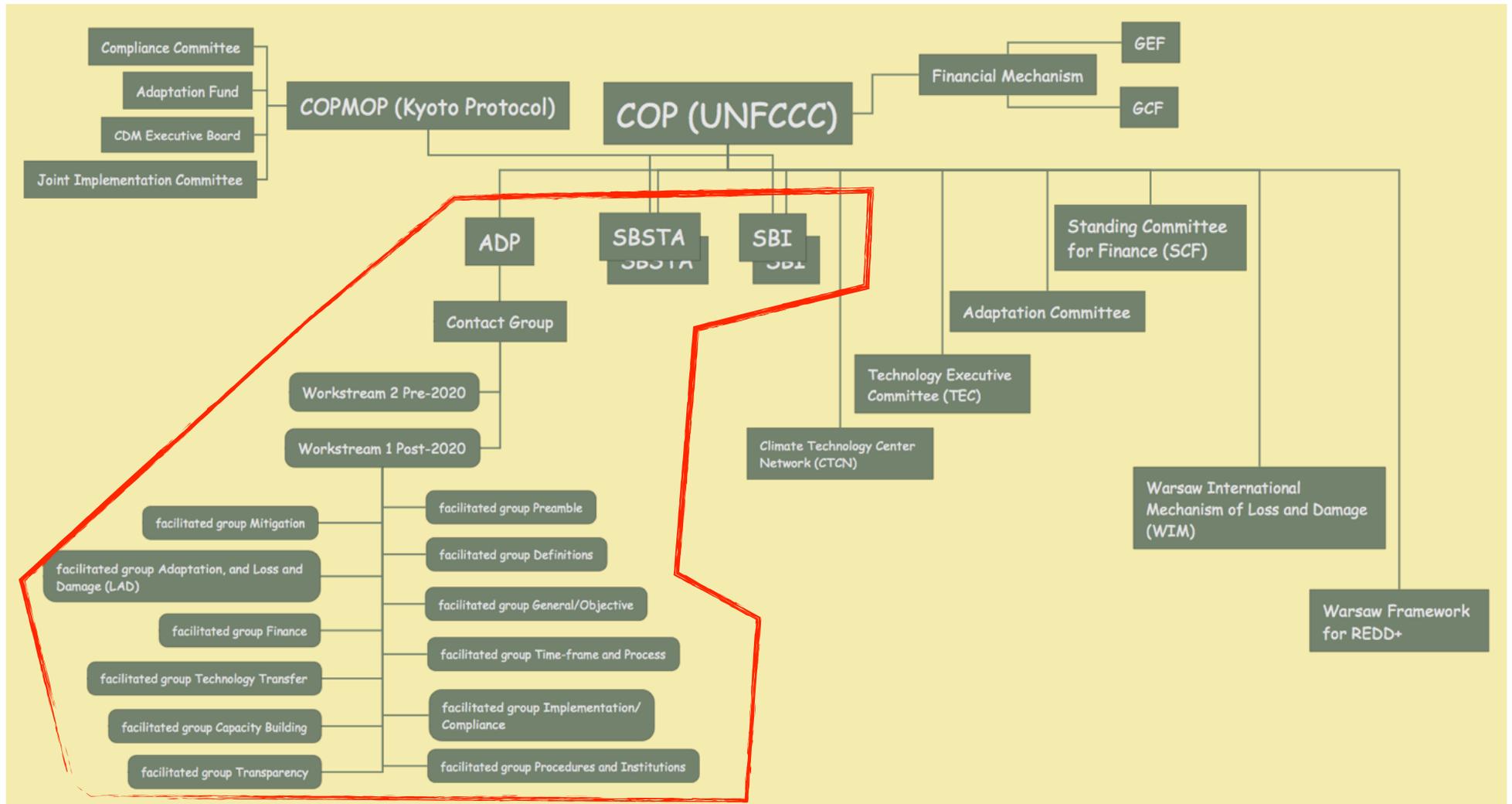
- ・ 今年2月のジュネーブ会合で採択された文書がパリ会議まで唯一の法的裏付けのある交渉文書であること。以降の会合で出されるいかなる文書も法的ステータスを持たない
- ・ 共同議長2名で同時平行した交渉グループ会合を持つ。13組の共同ファシリテーターのグループが交渉文書の各章を分担し論点整理とパラグラフの統合・数の縮小を図る（ストリームライニング）
- ・ この作業は中身の交渉ではなく、すべての国の提案や選択肢を維持しつつストリームライニング作業
- ・ パリ合意の構造と法的位置付けは今回の対象としない。章をまたがる内容については関係を維持すること
- ・ 各論点のパリ合意文書とCOP決定文書への仕分けは第1週の進展を見て検討する

ADP第2-9会合での方法論（続）

結果は

- ・ 各交渉グループで作業進捗が異なり、ファシリテートグループ間でも若干方法論に違い
- ・ 前回文書量が増えたのは途上国グループ間で重複する提案が多かったこともあり、途上国が積極的に選択肢の整理と差し替えテキストの提案を行った
- ・ 文書量の削減に大半の時間を費すが目立った文書量削減にはつながらず。共同議長のCOP決定文書案は手つかずのまま
- ・ 章をまたがるクロスカッティングな論点（差異化、パリ合意の構造と法的位置付け）は会合の後半で各章グループ内で一部議論が出たが、共同議長は章内の作業を優先
- ・ 会合半ばの非公式全体会合で先進国途上国双方より共同議長が主導して交渉文書の論点整理と文書量縮小を求めるほぼコンセンサスが出され、最終日の正式全体会合で共同議長提案を採択。
- ・ 7月24日に次の交渉へのシナリオノートと合わせ共同議長による新交渉文書案が提示される予定。8月31日からの次回ADP会合冒頭で各交渉国グループからの反応が試される

国連気候変動国際交渉図 (赤線内がボン会合)



ジュネーブ交渉文書 E: 適応と損失・被害の論点

- 適応の国際（グローバル）目標／責務を導入
- 国別適応計画策定と報告の義務
- 国別約束草案の適応行動の位置付け
- 適応行動の報告・評価と計画策定のサイクルの導入
- 気温上昇シナリオ／目標に基づいた行動・支援の強化
- 途上国の適応への支援義務差異化（共通だが差異ある原則）
- 既存の適応に関わる機関（適応委員会、ナイロビ作業計画、技術執行委員会、各資金メカニズム等）の連携・整理・統合
- 適応の新規機関設置各種案
- パリ合意での損失・被害とワルシャワ国際メカニズムの位置付け、脆弱国への支援

- パリ合意文書とCOP決定文書への内容の仕分け

ジュネーブ交渉文書 F. 資金の主な論点（抜粋）

- ・ポスト2020年の資金目標（スケール）、資金源（公的および民間）、拠出手段／チャンネル（気候変動資金メカニズム、多国間、二国間）、評価周期
- ・誰が資金を出すのか（共通だが差異ある原則の摘要方）
- ・適応と緩和支援の対等な配分
- ・気温上昇予測との連動。定期的な途上国の技術ニーズアセスメント（TNA）
- ・緑の気候基金GCF、条約と議定書下の既存基金の役割
- ・市場メカニズムの収益、革新的資金源
- ・損失被害およびワルシャワ国際メカニズムの扱い
- ・REDD+に関するワルシャワ・フレームワーク（市場メカニズム）
- ・輸出信用機関の投資リスク回避、炭素集約型投資からの脱却、化石燃料補助金の廃止
- ・2020年資金目標（1000億ドル/y）達成への道筋

- ・パリ合意文書に含めるかCOP決定文書に盛り込むのか（パリ合意自体の位置付け）
- ・他の章の資金支援への言及を資金の章に一本化すべきか否か

2020年までの緩和野心の引き上げ(ワークストリーム2)

- 第1週から2週にかけ再生可能エネルギーと都市環境の省エネ・エネルギー効率向上の2回の専門家会合(TEM)
- ADP完了後の2016-2020年の対応を含むCOP21決定文書案を起草するため第1週末から計5回の会合
- 5つの決定文書案骨子が提出されたが、専門家会合による技術面での国際協力強化を重視する先進国やAOSISによる提案と、先進国の2020年削減目標の強化と途上国支援の実施強化を図る制度を提案している途上国との間には大きな開きがある
- 提案国グループより各提案の説明がされたあと、ファシリテーターから各提案の骨子を決定文書の形式内に並記するメモが出されて終わる。次回は8/9月のADP会合

• これまで緑気候基金に
供出表明された総額は
2015-2018年で年間25億ドル
分で、途上国の緩和目標達成に必要
とされる額としてはまだ不十分

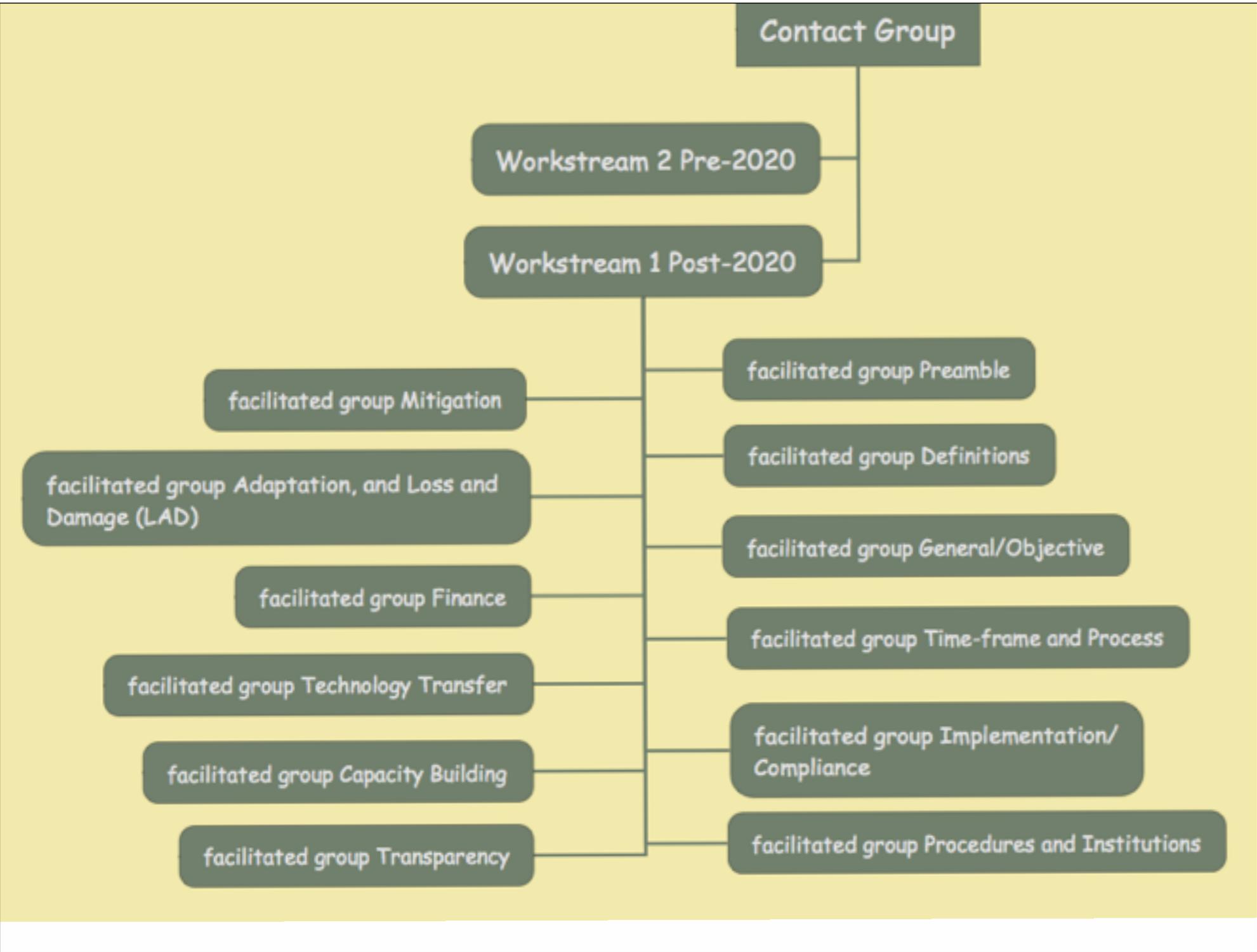
• 日本は会合中開かれた多国間評価で
先進国、途上国双方から2020年暫定
目標への懸念と二国間クレジット制
度に質問が相次いだ

FoE Japan プログラム顧問

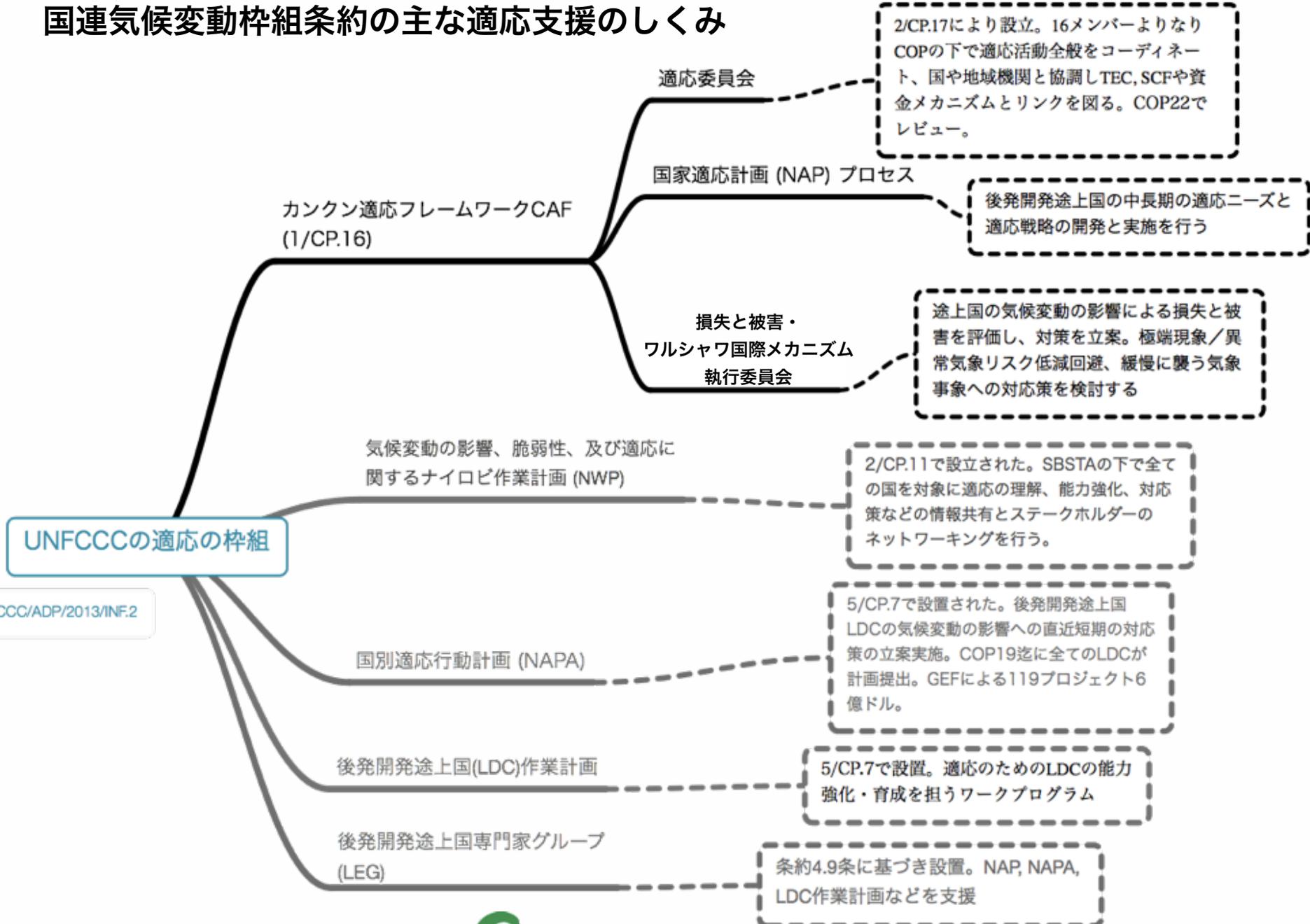
小野寺 ゆうり

yurio@iea.att.ne.jp

www.foejapan.org



国連気候変動枠組条約の主な適応支援のしくみ



典：UNFCCC/ADP/2013/INF.2

適応には限界がある

気候変動がより早い速度やより大きい程度になると適
応の限界を超える可能性が高まる (確信度が高い)

主体の目的やシステムの要求に対する許容できないリスクを回避するための適応策を
とれない場合や、現時点で利用できない場合には、適応の限界が、生じる。何が許
容できないリスクかについての価値観に基づく判断は異なる可能性がある。

(気候変動 2014:影響、適応及び脆弱性、IPCC 第 5 次評価報告書第 2 作業部会報告書、政策決定者向け要約、
(環境省訳、2014 年 10 月 31 日版)

適応の限界

- より速く、大きな気候変動は、適応の限界を超える可能性がある(高い確信度)

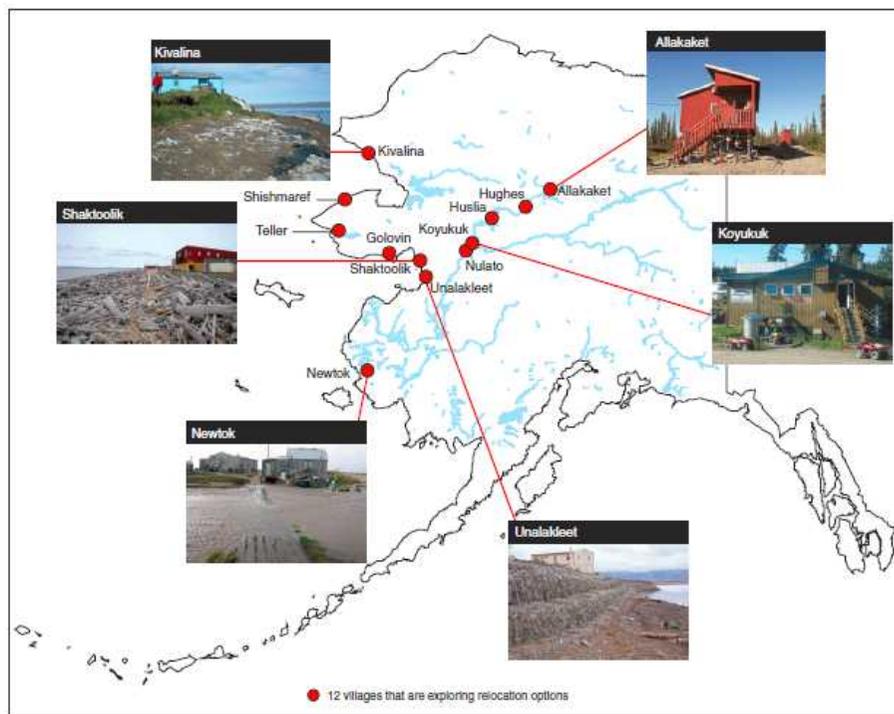
(IPCC AR5 WG2 SPM p.28, 26行目)

適応限界: 適応策を用いても関係者の目標やシステムのニーズが耐え難いリスクから回避できない場合

- 重度な適応限界: 耐え難いリスク回避の為に対処できる適応策が全く無い場合
- 軽度な適応限界: 耐えがたいリスク回避が可能な適応策が現時点では該当しない場合

(参考: IPCC AR5 WG2 Chp16 Final Draft p.8 Box16-1)

< 適応限界の例 >



沿岸の侵食により、アラスカ先住民の居住する31の村では「差し迫った脅威」に直面している。31の村の内、少なくとも12の村は部分移転、完全移転を開始または移転をする決断を行った。

(参考: IPCC AR5 WG2 Chp16 Final Draft p.8 Box16-1)

図: リロケーションオプションを模索した12のアラスカ先住民の村の配置

損失と被害(ワルシャワ国際メカニズム)

2/CP.19 (2013)

Acknowledging the contribution of adaptation and risk management strategies towards addressing loss and damage associated with climate change impacts,

Also acknowledging that loss and damage associated with the adverse effects of climate change includes, and **in some cases involves more than, that which can be reduced by adaptation,**

Recalling its decision to establish, at its nineteenth session, institutional arrangements, such as an international mechanism, including functions and modalities, to address loss and damage associated with the impacts of climate change in developing countries that are particularly vulnerable to the adverse effects of climate change,¹

1. Establishes the Warsaw international mechanism for loss and damage, under the Cancun Adaptation Framework, subject to review at the twenty-second session of the Conference of the Parties (November–December 2016) pursuant to paragraph 15 below, to address loss and damage associated with impacts of climate change, including extreme events and slow onset events, in developing countries that are particularly vulnerable to the adverse effects of climate change (hereinafter referred to as the Warsaw international mechanism), and in line with the provisions contained in paragraphs 2–15 below;

途上国支援の仕組み

